



高崎市内で転居された方へ



以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、担当課の窓口で手続きをしてください。
各市民サービスセンターでは、住民異動届の際に◎印の事務のみを取り扱います。

令和8年度版

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
◎ 国民健康保険	転居届の際に住所変更の手続きをしてください。	●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと身分証明書（資格情報のお知らせ又は資格確認書の当日交付を希望する場合は写真付身分証明書） ●代理申請の場合は代理人の写真付身分証明書、委任状 ●転居前の資格情報のお知らせ又は資格確認書	保険年金課 資格賦課担当	1階 ⑨
国民健康保険 （給付）	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の住所変更等	●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと身分証明書 ●（お持ちの方は）基礎年金番号通知書（または年金手帳）	保険年金課 国保担当	1階 ⑧
国民年金 （第1号被保険者）	手続き不要	●日本年金機構に住所地以外の送付先を指定している方は、手続きを要する場合があります	保険年金課 年金担当	1階 ⑮
公的年金受給者				
◎ 後期高齢者医療	手続き不要	●マイナ保険証を普段からご利用の方は、引き続きお使いください。 ●資格確認書や特定疾病療養受療証が出る方には、新住所のものを郵送します。	保険年金課 医療給付担当	1階 ⑩
介護保険	窓口で、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の住所を変更します。	●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証※2 ●介護保険負担限度額認定証※2 （※2は、該当者のみ）	介護保険課 介護保険料担当	2階 ⑮
※1 介護保険施設 特別養護老人ホーム、 有料老人ホーム、 サービス付高齢者向け住宅、ケアハウス等	お持ちの方 高崎市以外 の介護保 険被保 険者が 証を交 付	転居日を含む14日以内に、要介護・要支援の認定申請（継続申請）の手続きをしてください。	●介護保険料について 転居した月分から高崎市に介護保険料を納めていただきます。 原則翌月に、介護保険料のお知らせと納付書をお送りしますので、納付書または口座振替で納めてください。	
	外保転 の保険居 方施先 ※設が 1等介 以護	保険者から、転居先の住所が記載された介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証（該当者のみ）が送られます。		
◎ 福祉医療費助成 （高校3年生世代までの 子ども、母子・父子家 庭、重度心身障害者）	福祉医療費受給資格者証の変更届 ●母子・父子家庭、重度心身障害者の方で世帯状況等に変更があった場合は申し出てください。必要な手続きをご案内します。	●受給資格者本人の健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証または資格確認書） ●受給資格者本人及び被保険者（国民健康保険は世帯主）のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるもの ●申請者の本人確認書類、代理申請の場合は代理人の本人確認書類 ●福祉医療費受給資格者証	保険年金課 医療給付担当	1階 ⑩
◎ 高齢者医療費助成 （市民税非課税世帯の 68・69歳）	高齢者医療費受給資格者証の変更届	●受給資格者本人の健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証または資格確認書） ●受給資格者本人と世帯全員のマイナンバーのわかるもの ●申請者の本人確認書類、代理申請の場合は代理人の本人確認書類 ●高齢者医療費受給資格者証	保険年金課 医療給付担当	1階 ⑩
児童手当受給者	住所変更届	右記担当にご相談ください。 ●受給者、または児童が転居した際は手続きが必要です。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ⑬

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
保育所等の利用を申込中又は利用中の方	住所変更 ●世帯状況等に変更があった場合は、その旨申し出てください。必要な手続きをご案内します。	右記担当にご相談ください。	保育課 保育担当	1階 ⑫
小中学生のいる方	市民課での転居手続き終了後、教職員課にお越しください。 住所で指定された学校を確認します。 転居後も引き続き現在校への通学を希望される場合は、指定学校変更の手続きが必要になります。	右記担当にご相談ください。	教職員課 学事担当	16階
マイナンバーカード	転居届の際に住所変更の手続きをしてください。	●マイナンバーカード (暗証番号の入力が必要です。)	市民課 住民記録担当	1階 ⑦
児童扶養手当 受給資格者	児童扶養手当変更届	右記担当にご相談ください。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ⑬
特別児童扶養手当 受給資格者	住所変更届			
交通遺児手当	交通遺児手当変更届			
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	住所変更届	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●写真（精神障害者保健福祉手帳の方） ●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書	障害福祉課	1階 ③
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当受給者	住所変更届	●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書		
自立支援医療受給者 (精神通院・更生・育成)	住所変更届 支給認定の申請	右記担当にご相談ください。		
高崎市内に土地・建物をお持ちの方	転居したことを資産税課へご連絡ください。 (TEL 027-321-1222)		資産税課 管理償却資産担当	2階 ③①
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕用などの 小型特殊自動車	住所・定置場所の変更届をしてください。	●標識交付証明書 ●本人確認できるもの	資産税課 税務証明担当	2階 ③③

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
水道を使用する方	水道（下水道）使用開始及び中止の手続きをしてください。 （TEL 027-321-1283） （FAX 027-326-6501） 電子申請はこちら。 	●本人確認書類 右記担当にご相談ください。	料金課 料金担当	1階 ⑪

●以上の業務は、本庁および各支所で手続きができます。詳細は、下記へお問い合わせください。担当課へお繋ぎします。

【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

高崎市役所（本庁） TEL 027-321-1111（代表）

高崎市倉渕支所 TEL 027-378-3111（代表）

高崎市箕郷支所 TEL 027-371-5111（代表）

高崎市群馬支所 TEL 027-373-1211（代表）

高崎市新町支所 TEL 0274-42-1234（代表）

高崎市榛名支所 TEL 027-374-5111（代表）

高崎市吉井支所 TEL 027-387-3111（代表）

○その他の手続き

運転免許証	住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。 ●群馬県総合交通センター TEL 027-253-9300 
軽自動車の二輪 （126cc～250cc） 小型自動車の二輪 （251cc以上） 軽自動車 （三輪・四輪）	住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。 軽二輪 小型二輪 ●関東運輸局 群馬運輸支局 TEL 050-5540-2021 軽自動車 ●軽自動車検査協会 群馬事務所 TEL 050-3816-3109 
郵便物の転送	郵便局で転居届を行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、最寄りの郵便局へお問い合わせください。

○ごみの出し方について

各地域の家庭ごみの分け方・出し方については、市ホームページをご確認ください。
不明な点は一般廃棄物対策課（TEL 027-321-1253）までお問い合わせください。

は出ご
こし
ちの
ら分
つけ
方
て

